

いわゆる共謀罪法案の国会提出に反対する会長声明

1 政府は、過去3度廃案となった共謀罪創設規定を含む法案（以下「旧法案」という。）について、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を改めた上、これを新設する組織犯罪処罰法改正案（以下「新法案」という。）を今通常国会に提出しようとしている。

当会は、2015年（平成27年）8月、共謀罪が、犯罪の意思があるだけでは処罰せずあくまでも犯罪の意思が具体的な行為として外部に現れた際に初めて処罰の対象とするという近代刑法の大原則に反すること、また、処罰範囲が著しく拡大するおそれがあること、国民の言論の自由、集会の自由、結社の自由に対して多大な萎縮効果を及ぼすおそれがあること、さらに、適正手続の保障が害されるおそれが大きいことなどから、「共謀罪法案に反対する会長声明」を出している。

2 新法案では、適用対象について、旧法案が単に「団体」としていたものを「目的が長期4年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体（組織的犯罪集団）」に変更している。

しかしながら、そもそも「目的が長期4年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体」を明確に定義することは困難で、適法な活動を行う団体であっても、その活動の評価によっては、適用対象となってしまう可能性がある。

つまり、その適用対象となるか否かは解釈次第となってしまうもので、処罰範囲が不明確と言わざるを得ないのである。

しかも、テロとは全く関係ない犯罪を含む数百もの犯罪に適用され、処罰範囲が著しく拡大されるという点においては旧法案と変わらない。

3 また、新法案は、処罰対象について、旧法案が「共謀したもの」としていたものを「二人以上で計画した者」に変更し、かつ、「計画した者」につき「犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたとき」という要件を追加している。

しかし、「計画」と「共謀」は「犯罪の合意」と同義で、両者は実質的に何ら変わりがない。「犯罪の実行の準備行為」との要件についても、極めて抽象的な要件であり、犯罪発生の危険をほとんど含まない行為を対象とする恣意的な解釈が可能である。

そうすると、行為ではなく思想を処罰するという危険性が生じるとともに、新法案の存在が言論の自由、集会の自由、結社の自由に対して、多大な萎縮効果を及ぼすことは明らかである。

4 さらに、近年の特定秘密保護法の制定、通信傍受捜査の拡大や司法取引の導入など、国家刑罰権及び捜査権限を拡大する一連の流れの中で、もしこの法案が制定されれば、「共謀罪」取締りの名の下に、司法取引による密告の勧誘、捜査官のおとり捜査（潜入捜査）などの活用も予想され、日本国憲法が保障する適正手続の保障が害されるおそれ大きいという点でも旧法案と何ら変わらない。

5 以上のように、新法案は、旧法案の問題点を何ら解消しておらず、国民の基本的人権に対する重大な侵害を招く危険を有するものである。

よって、当会は、政府がテロ等組織犯罪準備罪を新設する新法案を国会へ提出することに強く反対するものである。

2017（平成29）年2月20日

青森県弁護士会

会長 竹本真紀